

印紙税の一覧表つき！

収入印紙はどちらが負担？ 簡単解説ガイド

収入印紙はどちらが負担する？

印紙税法の基礎知識

- ・ 印紙税法は、一定の契約書や領収書などの課税文書に対して税金を課す法律です。
- ・ 法人 / 個人を問わず、取引に伴う文書作成時に確認すべき重要な法規となります。

(例) 不動産売買契約や請負契約：
取引金額に応じた収入印紙を契約書に貼る必要あり

納税義務者（収入印紙代の負担者）

- ・ 納税義務者は課税文書を作成した企業や個人を指します。（印紙税法第三条）
- ・ 商取引における契約書作成の責任は、原則として契約書を作成した側にありますが、双方が契約書を保管する場合、それぞれが印紙を貼る必要があります。

(例) A社とB社で契約書を2通作成する場合、
双方が自分の保有する契約書に印紙を貼り、消印を行う



印紙税額早見表（契約書のみ）

✓：文書の種類 ✓：印紙税額

第1号文書 ✓ ローンや不動産の幅広い商取引における契約 ✓ 契約金額に応じる※1	第2号文書 ✓ 請負取引に関する契約書 ✓ 契約金額に応じる※2	第5号文書 ✓ 企業再編やM&Aに関する契約書 ✓ 一律4万円	第7号文書 ✓ 継続的取引が基本となる契約書 ✓ 一律4,000円
第12号文書 ✓ 信託行為に関する契約書 ✓ 一律200円	第13号文書 ✓ 債務保証に関する契約書 ✓ 一律200円	第14号文書 ✓ 金銭または有価証券の寄託に関する契約書 ✓ 一律200円	第15号文書 ✓ 債務譲渡または債務引受けに関する契約書 ✓ 1万円以上または契約金額の記載のないもの：200円 1万円未満：非課税

※1：第1号文書の印紙税額

契約金額	印紙税額
1万円未満	非課税
1万円以上10万円以下	200円
10万円を超え50万円以下	400円
50万円を超え100万円以下	1,000円
100万円を超え500万円以下	2,000円
500万円を超え1,000万円以下	1万円
1,000万円を超え5,000万円以下	2万円

※2：第2号文書の印紙税額

契約金額	印紙税額
5,000万円を超え1億円以下	6万円
1億円を超え5億円以下	10万円
5億円を超え10億円以下	20万円
10億円を超え50億円以下	40万円
50億円を超えるもの	60万円
契約金額の記載のないもの	200円

契約金額	印紙税額
1万円未満	非課税
1万円以上100万円以下	200円
100万円を超え200万円以下	400円
200万円を超え300万円以下	1,000円
300万円を超え500万円以下	2,000円
500万円を超え1,000万円以下	1万円
1,000万円を超え5,000万円以下	2万円

契約金額	印紙税額
5,000万円を超え1億円以下	6万円
1億円を超え5億円以下	10万円
5億円を超え10億円以下	20万円
10億円を超え50億円以下	40万円
50億円を超えるもの	60万円
契約金額の記載のないもの	200円

参考：印紙税法 別表第1 課税物件表

印紙税額早見表（契約書以外）

これまで紹介してきた契約書以外でも、印紙税が発生する文書は存在します。

✓：文書の種類 Ⓢ：印紙税額

第3号文書

- ✓ 約束手形、為替手形
- Ⓢ 手形金額に応じて200円～20万円
（手形金額が10万円未満または記載なしの場合、また手形の複本または謄本の場合は非課税）

第4号文書

- ✓ 株券、社債券、投資信託の受益証券
- Ⓢ 券面金額に応じて200円～2万円
（日本銀行その他特定法人の出資証券、譲渡禁止の受託証券、額面株式の株券無効手続きにより作成する株券の場合は非課税）

第6号文書

- ✓ 定款
- Ⓢ 一律40,000円
（電子定款や公証人の保存する以外の場合は非課税）

第8号文書

- ✓ 定期預金証書、貯金証書
- Ⓢ 一律200円（預入額が1万円未満の場合は非課税）

第9号文書

- ✓ 倉荷証券、船荷証券、複合運送証券
- Ⓢ 一律200円

第10号文書

- ✓ 保険証券
- Ⓢ 一律200円

第11号文書

- ✓ 信用状
- Ⓢ 一律200円

第16号文書

- ✓ 配当金領収証、配当金振込通知書
- Ⓢ 一律200円
（配当金額が3,000円未満の場合は非課税）

第17号文書

- ✓ 売上代金に関する領収書、金銭・有価証券の受取書、売上代金以外の金銭・有価証券の受取書
- Ⓢ 受取金額に応じて200円～20万円
（受取金額が5万円未満、営業以外、特定文書に追記した受取書の場合は非課税）

第18号文書

- ✓ 預金通帳、貯金通帳、信託通帳
- Ⓢ 一律一年ごとに200円
（信用金庫など特定金融機関が作成する預貯金通帳・所得税が非課税の普通預金通帳・納税準備預金通帳の場合は非課税）

第19号文書

- ✓ 消費貸借通帳、請負通帳
- Ⓢ 一律一年ごとに400円

第20号文書

- ✓ 判取帳
- Ⓢ 一律一年ごとに4,000円

参考：印紙税法 別表第1 課税物件表

このガイドを読んでいた方におすすめの資料

電子契約はじめ方ガイド



電子契約の導入を検討している方向けに「電子契約の始め方」を解説した資料です。電子契約のキホンからサービス導入の流れまで、図解やシミュレーションを使いながらわかりやすく解説しています。

資料はこちら >

契約書管理サービス 比較マニュアル



契約書の管理方法にお悩みがあり、契約書管理サービスの導入を検討している方向けに、サービスの比較・検討の際にチェックしておきたい5つのポイントを解説した資料です。

資料はこちら >